

広島県告示第七百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十年九月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名 称	主たる事務 所の所在地	事業所の 名 称	事業所の 所在地	廃止年月日
後藤病院 後藤孝彦	呉市東中央一丁目八番二〇号	後藤病院	呉市東中央一丁目八番二〇号	平成二〇年四月三〇日
有限会社びんご倶楽部	尾道市因島三庄町三四七二番地	グループホームびんご倶楽部	尾道市因島三庄町三四七二番地	平成二〇年五月三十一日
有限会社トッツ	尾道市栗原町一二六八番地二六	ふぁみりいケアサポート	尾道市栗原西二丁目二番一六号	平成二〇年五月一日
広島県厚生農業協同組合連合会	府中市鵜飼町五五五番地三	広島県厚生農業協同組合連合会府中総合病院	府中市鵜飼町五五五番地三	平成二〇年六月三〇日
広島県厚生農業協同組合連合会	府中市鵜飼町五五五番地三	J A府中総合病院居宅介護支援事業所	府中市鵜飼町五五五番地三	平成二〇年六月三〇日
広島県厚生農業協同組合連合会	府中市鵜飼町五五五番地三	厚生連府中訪問看護ステーション	府中市鵜飼町五五五番地三	平成二〇年六月三〇日
向原石材有限会社	安芸高田市向原町坂三八五四番地	健遊館安芸高田デイサービスセンター	安芸高田市向原町長田二二三三七番地三	平成二〇年六月三〇日
医療法人好縁会	東広島市西条町寺家七四三二番地一	デイサービスふれあい大須	安芸郡府中町大須四丁目五番二五号	平成二〇年八月七日